

「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」の概要

I はじめに

1 計画策定の趣旨

酒類は私たちの生活に豊かさと潤いを与える一方で、多量の飲酒、未成年者や妊婦の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となる。

アルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、家族への深刻な影響や飲酒運転、自殺等の重大な社会問題を生じさせる危険性が高く、その対策は極めて重要な課題である。

平成26年6月に施行されたアルコール健康障害対策基本法において、都道府県は、国の「アルコール健康障害対策推進基本計画」を基本としつつ、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定するよう努めなければならないとされた。

これを踏まえ、県の実情に即した「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」を策定し、アルコール健康障害対策を総合的に推進する。

2 計画の性格、期間、基本目標及び重点目標

(1) 計画の性格

基本法第14条に規定する「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

(2) 計画の期間

平成29年度から平成34年度までの6年間（期間の終期は「健康日本21 あいち新計画」（計画期間：平成25年度～平成34年度）に合わせる）

(3) 計画の基本目標

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す。

(4) 重点目標

- ① 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。
- ② アルコール健康障害に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

3 国、地方公共団体、酒類の販売・製造事業者、国民(県民)等の責務

国：アルコール健康障害対策を総合的に策定し、実施する。

地方公共団体：国と連携を図りつつ地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

酒類の製造・販売事業者：国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力。
アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努める。 等

II 本県のアルコール健康障害をめぐる状況

- 1 アルコール販売（消費）数量
- 2 飲酒の状況 （1）飲酒の頻度（2）生活習慣病のリスクを高める飲酒者の状況
（3）未成年者・妊婦の飲酒状況
- 3 アルコールによる健康障害
- 4 飲酒運転による交通死亡事故
- 5 相談状況

III アルコール健康障害対策の基本的な考え方

基本法及び国の基本計画の基本理念を踏まえた「基本的な考え方」に基づき、「4つの対策（発生予防、進行予防、再発予防、基盤整備）」を推進する。

1 基本的な考え方

- アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施する。
- アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援する。
- アルコール健康障害に関連して生じる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等のアルコール関連問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう配慮する。

2 4つの対策の方向性

- （1）発生予防対策：正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- （2）進行予防対策：誰もが活用できる相談場所と必要な支援につながる相談支援体制づくり、医療における質の向上と連携の促進
- （3）再発予防対策：円滑に回復、社会復帰するための社会づくり
- （4）基盤整備：相談及び治療等の拠点の整備、人材育成・確保
※計画の体系参照

IV 重点目標

重点目標 1 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する

<目標項目（数値目標）>

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底することにより、以下の3つの目標を達成する。（目標は「健康日本21 あいち新計画」に準拠）
 - ①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少
 - ②妊娠中の飲酒をなくす
 - ③未成年者の飲酒をなくす

<数値目標>

項目（指標）	現 状 値	平成 34 年度目標
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者 ^{注1)} の減少（当該者の割合の減少）	男性 16.4% 女性 3.6%	男性 15.0%以下 女性 3.0%以下
②妊娠中の飲酒をなくす（妊娠中の者の飲酒割合の減少）	2.3%	0%
③未成年者の飲酒をなくす（16～19歳の飲酒をしている者 ^{注2)} の割合の減少）	男性 16.3% 女性 10.2%	男性 0% 女性 0%

（現状値）①③：平成 24 年愛知県生活習慣関連調査、 ②：平成 23 年度愛知県母子保健報告

注 1）1 日当たりの平均純アルコール摂取量が男性 40g（ビール中瓶 2 本）以上、女性 20g（ビール中瓶 1 本）以上の者

注 2）平成 24 年愛知県生活習慣関連調査において「過去 1 か月間に 1 回でも飲酒した」と回答した者

重点目標 2 アルコール健康障害に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する

<目標項目（数値目標）>

- 県精神保健福祉センター及び県保健所を相談拠点として明確に位置づけ、相談体制を整備する。

<数値目標>

指標とする内容	現 状(平成 27 年度)	平成 34 年度目標
相談件数	県精神保健福祉センター：73 件 県保健所：499 件	相談件数の増

- 全ての県保健所において、アルコール関連問題に対応する地域の関係機関の連携体制（連携推進会議、事例検討会等）を構築する。

<数値目標>

指標とする内容	現状(平成 28 年度)	平成 34 年度目標
アルコール関連問題連携体制の構築	1 保健所	全ての県保健所（12 保健所）

- アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を指定し、医療体制を整備する。

<数値目標>

指標とする内容	現 状	平成 34 年度目標
専門医療機関の指定	未整備	2 か所以上の指定

V 具体的な取組

1 発生予防対策

(1) 教育の振興、普及啓発活動等

- ・ 未成年者、若い世代や妊産婦への飲酒のリスクに関する教育や啓発の推進
- ・ 依存症に対する誤解や偏見の解消に向けた正しい知識の普及
- ・ 自助グループとの連携による啓発セミナー等の実施 等

(2) 不適切な飲酒の誘引の防止

- ・ 未成年者への販売禁止、酒類販売管理者に対する業務研修の受講促進
- ・ 風俗営業管理者等への未成年者への酒類提供禁止の周知徹底

2 進行予防対策

(1) 相談支援の充実

- ・専用電話による相談窓口の設置や精神科医師等によるアルコール専門相談の実施
- ・地域連携推進会議や事例検討会等の実施による地域の関係機関の連携体制の構築等

(2) 健康診断及び保健指導

- ・健診・保健指導における早期介入の手法等の市町村への情報提供
- ・産業保健分野と連携した知識の普及啓発

(3) アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

- ・飲酒による免許取消処分者講習におけるアルコール依存症（疑い）者への相談や受診の勧奨
- ・暴力、虐待、自殺未遂等をした者でアルコール依存症が疑われる者への支援のための地域の関係機関との連携等

(4) アルコール健康障害に係る医療の充実

- ・アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の指定
- ・専門医療機関における一般医療機関や精神科医療機関等との連携強化等

3 再発予防対策

(1) 社会復帰の支援

- ・職場のメンタルヘルス対策に関する啓発冊子等を活用した依存症の特性や対応方法等の知識の普及
- ・当事者の回復に向けた依存症回復支援プログラムの実施等

(2) 民間団体の活動に対する支援・連携

- ・自助グループの活動の機会や場所の提供等による支援の実施等

4 基盤整備

(1) 相談拠点の明確化及びアルコール依存症専門医療機関の指定

- ・相談拠点の明確化及びホームページ等による周知
- ・アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の指定等

(2) 人材の育成・確保等

- ・医師等の医療従事者や相談支援担当者等への研修の実施等

VI アルコール健康障害対策の推進体制と進行管理

- 庁内関係課室等で構成される愛知県アルコール健康障害対策連絡会等において連絡調整を行いつつ取組を推進する。
- 計画の目標達成状況や施策の進捗状況は、愛知県地方精神保健福祉審議会など有識者で構成される第三者機関において意見聴取し、進行管理を行う。等

※ 計画の体系

《基本目標》

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の予防並びに当事者及びその家族への支援の充実により、誰もが健康で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指す

《重点目標》

飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する

アルコール健康障害に関する予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する

《対策》

《方向性》

《取組》

